様式第1号(第6条関係)

貯蓄金管理に関する協定届

<table>
<tr><td colspan="2">事業の種類</td><td colspan="2">事業の名称</td><td colspan="3">事業の所在地</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">協定成立年月日</td><td colspan="2">年　月　日</td><td>協定の当事者である労働組合の名称又は労働者代表の氏名</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="4">労働者の預金管理の方法による貯蓄金の受入れの場合</td><td>預金者の範囲</td><td>預金者1人当たりの預金額の限度</td><td>預金の利率</td><td colspan="3">預金の利子の計算方法</td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td colspan="2">預金の受入れ及び払戻しの方法</td><td colspan="2">預金の保全の方法</td><td colspan="2">預金の運用の方法</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="2">その他の貯蓄金管理による場合の貯蓄方法</td><td colspan="6">管理の方法</td></tr>
<tr><td colspan="6"></td></tr>
</table>

上記協定の当事者である労動組合が事業場の全ての労働者の過半数で組織する労働組合である又は上記協定の当事者である労働者代表が事業場の全ての労働者の過半数を代表する者であること。□(チェックボックスに要チェック)

上記労働者代表が、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。□(チェックボックスに要チェック)

年　月　日

使用者　職名
氏名

労働基準監督署長殿

記載心得

1　「預金の運用の方法」の欄には、貯蓄金の保全措置が預金保全委員会の設置である場合において、労働者の預け入れた預金の運用につき制限を付するときは、その方法を記入すること。

2　協定については、労働者の過半数で組織する労働組合がある場合はその労働組合と、労働者の過半数で組織する労働組合がない場合は労働者の過半数を代表する者と協定すること。なお、労働者の過半数を代表する者は、労働基準法施行規則第6条の2第1項の規定により、労働基準法第41条第2号に規定する監督又は管理の地位にある者でなく、かつ、同法に規定する協定等をする者を選出することを明らかにして実施される投票、挙手等の方法による手続により選出された者であつて、使用者の意向に基づき選出されたものでないこと。これらの要件を満たさない場合には、有効な協定とはならないことに留意すること。また、これらの要件を満たしていても、当該要件に係るチェックボックスにチェックがない場合には、届出の形式上の要件に適合していないことに留意すること。

3　本様式をもつて協定とする場合においても、協定の当事者たる労使双方の合意があることが、協定上明らかとなるような方法により締結するよう留意すること。